平成２２年（フ）第４３８号
埼玉県川越市旭町３丁目12番地42　メゾン石田205号室
債務者　佐々木賢一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第２６５号
埼玉県熊谷市箕輪105番地
債務者　村松　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第９０号
岐阜県多治見市音羽町５丁目53番地
債務者　加藤小百合
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第９２号
岐阜県多治見市宝町８丁目１番地の１　サンあがた302
債務者　新藤　一良
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第９４号
岐阜県多治見市姫町７丁目59番地の１　シャローム107、従前の住所岐阜県多治見市姫町５丁目１番地の221
債務者　川合ゆかり
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第９７号
岐阜県多治見市太平町３丁目２番地　コーポマルイＡ－２
債務者　脇坂加代子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第１０２号
岐阜県多治見市長瀬町24番地の38
債務者　益田　博幸
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部
平成２２年（フ）第１７６号
静岡県沼津市大岡2919番地の１　アンフィニー柏木A101
債務者　柏木　光夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２０４号
静岡県沼津市我入道浜町316番地の２
債務者　眞野澄美夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２０５号
静岡県沼津市我入道浜町316番地の２
債務者　眞野　君代
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２１７号
静岡県田方郡函南町平井926番地　南原ハイツ103号
債務者　高橋　弘和
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２２年（フ）第２４０号
静岡県沼津市下香貫宮脇285番地の３
債務者　林田　浩通
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２１年（フ）第７６２号
大阪府松原市天美北７丁目８番31号、申立時の住所堺市堺区南庄町１丁１番14―２号
債務者　木原　　均
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第５５２号
大阪府松原市天美南２丁目120番地の83
債務者　内之丸修一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第５５３号
大阪府松原市天美南２丁目120番地の83
債務者　内之丸　薫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第５７４号
堺市堺区楠町３丁２番14―307号、前住所堺市西区堀上緑町１丁７番56―303号
債務者　紀ノ崎尚樹
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第６７９号
大阪府羽曳野市島泉６丁目15番２―202号
債務者　上田　憲治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２２年（フ）第６８０号
大阪府羽曳野市島泉６丁目15番２―202号
債務者　上田　優子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係